

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業

設計施工請負契約書（案）

平成 26 年 4 月 28 日

【平成 26 年 6 月 30 日修正】

公益財団法人名古屋まちづくり公社

取入印紙

設計施工請負契約書（案）

公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という）は、以下のとおり設計施工請負契約を締結する。

事業名	名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業
事業場所	名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番2
業務内容	(1)設計業務（施設整備に係る事前調査その他関連業務を含む。） (2)建設業務（既存建物等解体撤去その他関連業務を含む。）
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (1)設計業務 年 月 日～ 年 月 日 (2)建設業務 年 月 日～ 年 月 日
請負代金額 <u>（入札説明書にいう 「設計施工費」と同 義。以下同じ。）</u>	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) <内訳> (1)設計業務 金 円 (うち消費税等 円) (2)建設業務 金 円 (うち消費税等 円)
請負代金支払方法	口座振替
前金払・部分払	前払金 有()・無 部分払 有()・無
契約保証金	免除・契約保証金 円
特約事項	設計図書間の優先順位に係る特約条項（別紙1） 指定引渡しの指定に係る特約条項（別紙2） 前払金等の支払いに関する特約条項（別紙3）
その他の	

上記業務について、発注者と受注者は、別添「名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）設計施工請負契約約款」によって公正な請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
公益財団法人名古屋まちづくり公社
理事長

受注者

(総 則)

- 第1条 公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「発注者」という。）及び●●●●●（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）、特約条項に基づき、要求水準書等及び設計図書（第4項第5号に定めるものをいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この約款契約（この約款及び設計図書を内容とする本件工事等の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、要求水準書等と設計図書において内容に矛盾又は齟齬が生じるときは、要求水準書等の内容が優先する。
- 2 受注者は、この約款記載の本件工事に必要な調査業務及び本件設計（第4項第7号に定めるものをいう。）並びに本件工事（第4項第8号に定めるものをいう。既存施設の解体・撤去工事を含む。以下単に「工事」という。）を契約書記載の履行期間内に完成し、請負目的物（第4項第9号に定めるものをいう。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法等（次項第3号に定めるものをいう。）については、この約款、要求水準書等及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号の通りとする。
- (1) 「本事業」とは、名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業のことをいう。
- (2) 「要求水準書等」とは、本事業の入札に関して名古屋市（以下、「市」という。）及び発注者が公表した入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、様式集及びこれに関する質問回答並びに本事業の入札に際して、落札者が作成し、市及び発注者に提出した入札書類及びこれに付随する資料一式をいう。
- (3) 「施工方法等」とは、調査、設計、仮設、施工方法その他請負目的物（第9号に定めるものをいう。）を完成するために必要な一切の作業及び手段をいう。
- (4) 「設計成果物」とは、本件設計に関し要求水準書等に定めるところに従い、受注者が作成し、発注者に提出した設計完了時提出図書（基本設計成果物及び実施設計の成果物。（発注者に提出した後に、この約款契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。
- (5) 「設計図書」とは、設計成果物並びに現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (6) 「工事目的物」とは、要求水準書等及び設計図書に基づいて完成した工事目的物をいう。
- (7) 「本件設計」とは、要求水準書等に定める設計に関する業務をいう。
- (8) 「本件工事」とは、要求水準書等に定める工事（既存施設の解体・撤去工事を含む。）に関する業務をいう。
- (9) 「請負目的物」とは、設計成果物又は工事目的物をいう。
- (10) 「請負業務」とは、本件設計と本件工事の総称をいう。
- 5 この約款の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この約款の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この約款に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この約款に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの約款に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの約款に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 受注者は、この約款に別途定める場合を除き、請負業務を実施するに当たり必要な費用（弁護士費用、印紙代、本施設の電気、水道、ガス、通信等の使用料金（基本料金を含む。）その他の費用を含む。）を自ら負担とするものとする。
- 13 受注者は、請負業務を実施するに当たり、必要となる各種申請及び届出に必要な関係機関との協議並びに地元調整等を、自らの責任及び負担にて行うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急でやむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連工事及び関連業務の調整)

- 第3条** 発注者は、受注者の施工する工事及び市若しくは発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事又は市若しくは発注者が第三者に委託している業務が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、要求水準書等に従い、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(関係者協議会)

- 第4条** 発注者、受注者及び市は、この約款に関する協議を行うことを目的とした、発注者、受注者及び市により構成される関係者協議会（以下、「関係者協議会」という。）を設置する。
- 2 発注者、受注者及び市間の協議を要する事項が存在する場合、発注者、受注者又は市は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて隨時、関係者協議会を開催することができる。
 - 3 関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。

4 発注者及び受注者は、この約款の履行に関し、関係者協議会の決定事項を遵守する。

(請負代金内訳書、業務着手届、業務工程表等及び単価合意書)

第 5 条 受注者は、この約款締結後 14 日以内に要求水準書等発注者が別途指示する方法によりに基
~~並びに~~請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）、現場代理人届その他の必要な書類を作成し、
発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、本件設計及び本件工事に着手する前 7 日以内に各業務の業務着手届及び業務工程表を發
注者に対して提出しなければならない。

3 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

4 発注者及び受注者は内訳書の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書を締結する
ものとする。

5 単価合意書は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するもの
ではない。

6 第 1 項から前項までの規定は、要求水準書等に定める設計完了後にこの約款の変更契約を締結する
場合は、「この約款締結後」とあるのは、「当該変更契約締結後」、「要求水準書等」とあるのは
「設計図書」、「請負代金内訳書」とあるのは、「当該変更契約に応じた内容の請負代金内訳書」、
「単価合意書」とあるのは「当該変更契約に応じた内容の単価合意書」と読み替えて準用する。

(契約の保証)

第 6 条 受注者は、契約保証金を納付する義務を免除されるが、この約款の締結と同時に、次の各号
のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 2 号の場合においては、当該履行保
証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険契約に係る保証証券を発注者に提出するとともに、
受注者の負担により、その保険金請求権に、この約款に定める違約金支払債務を被担保債務とする
質権を発注者のために設定するものとする。

(1) この約款の債務不履行により生ずる損害賠償債務を保証する旨の、銀行その他公社の満足する
金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184
号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）による、発注者の満足する内容及び様式の
保証

(2) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する、公社若しくは事業者を被保険者
とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額（次項において「保証の額」という。）は、請負代金額の
10 分の 1 以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、
発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求するこ
ができる。

(秘密の保持)

第 7 条 受注者は、この約款の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書（未完成の成果品及び設計作業を行う上で得られた記録等
を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項の他、情報の保護及び公開については要求水準書等の定めに従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、この約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、請負目的物及び工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第23条第2項の規定による検査に合格したもの及び第48条第2項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第9条 受注者は、設計成果物（第49条第1項の規定により準用される第4323条に規定する指定部分に係る請負目的物を構成する設計成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しの時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、設計成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は複製し、また、第74条第15項の規定にかかるとおり当該設計成果物の内容を公表することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第10条 受注者は、第12条に定める調査業務及び本件設計の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等又は設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、本件設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等又は設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

5 受注者は、本件設計又は本件工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に下請負届を提出しなければならない。

(下請負人の通知)

第11条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(調査業務等)

第12条 受注者は、要求水準書等に基づき、本件設計及び本件工事に必要な測量~~業務調査~~、地盤質調査、周辺家屋調査その他の調査（電波障害調査は除く。以下、~~一~~「調査業務」という。）を、要求水準書等で発注者が行うこととされている内容を除き、自己の責任及び費用負担により行う。

2 受注者は前項の調査業務を行う場合、調査の日時及び概要を発注者に事前に連絡し、発注者の確認を受け、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、発注者に提出してその確認を受ける。

3 発注者は、当該提出した市が所有権を有する工事用地その他要求水準書等において発注者が提供すべきものと定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）に関する参考資料の内容が、工事用地等に関する調査結果と齟齬を生じていたことに起因して受注者に発生した損害又は増加費用については合理的と認められる範囲で責任を負担する。

4 受注者は、工事用地等の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財等の発見があった場合、その旨を直ちに発注者に通知し、発注者及び受注者はその対応につき協議する。

5 受注者は、調査業務及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

6 工事用地等に関する障害については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、発注者が公表又は受注者に開示した資料及び第1項に基づき受注者が行った調査から合理的に予測できない場合は、発注者及び受注者の間で対応について協議するものとし、それ以外の障害に起因して発生する増加費用及び損害については、受注者がこれを負担する。

(設計業務)

第13条 受注者は、この約款締結後速やかに事業提案書及び要求水準書等に基づき発注者と協議し、本件設計に着手するものとする。

2 発注者は、設計の内容その他本件設計の進捗状況に関して、隨時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めるものとする。

3 受注者は、本件設計が完了した場合、設計成果物を発注者に提出して発注者の確認を受け、承諾を得るものとする。

4 発注者は、前項の定めるところに従って提出された設計成果物が、法令、この約款の規定若しくは要求水準書等の水準を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、相当の期間を定めて是正を求めることができる。

5 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、速やかに当該箇所を是正した上で発注者の確認を受け、承諾を得るものとする。この場合において、当該是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載の不備によるものであることが認められる場合、発注者の指示による場合その他の発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不適当であることを知り又は知り得るべきでありながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき事由の看過の場合は、この限りでない。

6 前項に基づく発注者の承諾の手続は、第3項の例によるものとする。

7 受注者は、発注者による設計成果物の確認及び承諾の日から5日以内に要求水準書等又は設計図書に基づいて、本件工事の工程表その他の必要な書類を発注者に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第29条の定めるところに従って要求水準書等又は設計図書の変更について発注者の承諾を得た場合に準用する。

(建設業務に伴う近隣対策)

第14条 受注者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して、工事実施計画（本件工事の概要、スケジュール並びに施設の配置、施工時期及び施工方法等の計画を記載したもの）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。

2 発注者は、必要と認める場合には、受注者が行う説明に協力するものとし、かかる周辺住民への説明等について、受注者は、発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 受注者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、交通障害その他の本件工事が近隣住民の生活環境及び近隣地において営業活動を行っている企業等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。ただし、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、受注者と発注者で協議するものとする。

4 近隣対策の実施について、受注者は、発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

5 近隣対策の結果、本件工事の完成の遅延が見込まれる場合には、発注者及び受注者は履行期間の変更について協議する。

6 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、受注者に生じた費用（近隣対策の結果、履行期間が変更されたことによる增加費用も含む。）については、受注者が負担する。

7 前項の規定にかかわらず、本件工事を行うこと自体に直接起因する近隣対策にかかる費用又は損害については発注者が負担する。

8 本件工事を行うこと自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は発注者と市で協議の上、市が行う。

9 受注者は、この約款に定める以外の近隣対策については、要求水準書等の規定に従い、実施するものとする。

(受注者による報告、発注者による説明要求及び建設現場立会い)

第15条 発注者は、本件工事の進捗状況について、隨時、受注者に対して報告を要請することができる。

- 2 発注者から要請があった場合、受注者は施工の事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、本施設が要求水準書等及び設計図書に従い建設・整備されていること等を確認するため、本件工事について、受注者に事前に通知した上で、受注者又は工事請負人等 (受注者から工事を請け負った者及びその下請負人をいう。以下同じ。) に対して中間確認を求めることができる。
- 4 発注者は、受注者又は工事請負人等が行う工程会議に立ち会うことができると共に、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。また、発注者は、履行事業期間中、受注者に対する事前の通知を行うことなく、隨時、本件工事に立ち会うことができる。
- 5 発注者は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、隨時、受注者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。受注者は、発注者からかかる質問を受領した後 7 日以内に、発注者に対して回答を行わなければならない。発注者は、受注者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 6 前5項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、本件工事の履行状況が要求水準書等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。
- 7 受注者は、建設本件工事の期間中において受注者が行う工事監理者 (発注者が工事監理を行わせる者をいう。以下同じ。) が定める本件工事に係る検査又は試験のうち受注者が実施するものとして定める検査又は試験についてを実施するに当たっては、事前に発注者に対して通知する。
- 8 発注者は、前項で通知された当該検査又は試験に立ち会うことができる。

(特許権等の使用)

第16条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたことが明らかなときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事監理業務及び監督員)

第17条 本事業の工事監理業務は発注者がこれを行うものとし、発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この約款の履行についての受注者若しくは受注者の管理技術者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本件設計の進捗の確認、要求水準書等と設計業務の履行内容との照合、その他この契約の履行状況の調査

- (3) 要求水準書等及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (4) 要求水準書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項第1号の規定に基づく監督員の指示は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計基本条件図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第18条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の場合に専任の主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。）
 - (3) 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この約款の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第2226条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この約款に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

第19条 受注者は、調査業務及び本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

- 2 調査業務に関する管理技術者は、この約款の履行に関し、調査業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく調査業務に関する受注者の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求又は

受領及び第 20 条第 3 項に規定する管理技術者に対する措置請求並びにこの約款の解除に係るもの を除く。) を行使することができる。

- 3 設計業務に関する管理技術者は、この約款の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、 この約款に基づく設計業務に関する受注者の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求又は 受領及び第 20 条に規定する管理技術者に対する措置請求並びにこの約款の解除に係るもの）を除く。) を行使することができる。
- 4 受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければなら ない。
- 5 第 2 項に規定する調査業務に関する管理技術者は、第 3 項に定める設計業務に関する管理技術者 並びに第 18 条第 1 項に定める現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者と兼ねる ことができる。

~~6 受注者は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せ ザ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけれ ばならない。~~

(管理技術者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第10-14 条第 3 項の規定により受注者から 業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、 受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結 果を請求の受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、 その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結 果を請求の受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注 者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第 22 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任す る現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるとき は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任す る者を除く。）、受注者が工事を施工するために使用している下請負人その他工事に従事する者等

で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第23条 工事材料の品質については、要求水準書等又は設計図書に定めるところによる。要求水準書等又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等又は設計図書において検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 発注者は、第 2 項の検査に合格した工事材料に隠れた瑕疵があると認めたときは、受注者に対して必要な措置をとることを請求することができる。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 24 条 受注者は、要求水準書等又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事材料の調合見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受

注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第25条 発注者が受注者に支給する調査機械器具、図面、その他本件設計に必要な物品並びに工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給材料品」といい発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等又は設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の確認の上、引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、品名、数量、品質、規格又は性能が要求水準書等又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に隠れた瑕疵があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地等の確保等)

第 26 条 発注者は、工事用地等について、受注者が本件工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに、市との間で使用貸借契約を締結し、確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等において本件工事本事業を実施し、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。
- 3 受注者は、本件工事の実施にあたり、工事用地等を無償にて使用することができる。ただし、工事目的物の設計・施工に要する仮設資材置場等の確保は、工事用地等以外の場所を利用して行う場合には、受注者の責任及び費用負担においてこれを行う。
- 4 本件工事の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 7 発注者は、工事用地等を、現状にて受注者に引き渡す義務を負う他、この約款に別途定める場合を除き、工事用地等に関する瑕疵担保責任その他の責任を負担しない。ただし、工事発生土に、汚染土壤が発見されたときは、発注者と協議の上、法令等に従い適切に処理するものとし、処理費用については請負代金に含めず、発注者と受注者と協議の上、受注者が適切に処理するための費用を発注者が負担するものとする。

(要求水準書等、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第27条 受注者は、設計成果物が要求水準書等に適合しない場合又は本件工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、法令変更又は不可抗力の場合については、第71条及び第72条並びに第73条及び第74条の規定により負担を決定する。

- 2 監督員は、受注者が第23条第2項又は第24条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第28条 受注者は、調査業務及び本件設計の履行並びに本件工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等又は設計図書（本事業の入札に際して、受注者が提出した入札書類及びこれに付随する資料一式を除く。この条及び次条において同じ。）に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等又は設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務要求水準書、設計図書等の変更)

第29条 発注者は、必要があると認めるとき（業務要求水準書については同書に定める変更理由が認められるとき）は、業務要求水準書、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び次条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、業務要求水準書又は設計図書等の変更を要請することができる。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、要求水準書等又は設計図書等を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の要求水準書等又は設計図書等（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、かかる承諾の手続は第1347条第4項から第7項までの例によるものとする。
- 3 前2項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第30条 受注者は、業務要求水準書又は設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき業務要求水準書又は設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、業務要求水準書又は設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。この場合、当該変更後の業務要求水準書又は設計図書等をもって、この約款における業務要求水準書又は設計図書等とする。
- 3 発注者は、前項の規定により業務要求水準書又は設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(工事の中止)

第31条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、請負業務の中止内容を受注者に通知して、請負業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により請負業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の請負の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第32条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力、発注者の指示による請負業務の変更その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に請負業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、法令変更又は不可抗力の場合については、第71条及び第72条並びに第73条及び第74条の規定により負担を決定する。

(発注者の請求による履行期間工期の短縮等)

第33条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第34条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第3236条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第35条 請負代金額の変更については積算内訳数量の増減が著しく単価合意書（詳細設計完了後の変更契約を行う場合は、第5条第6項に定める「当該変更契約に応じた内容のを反映した単価合意書」をいう。以下同じ。）の記載事項に影響があると認められる場合、提案書提出時から設計条件が異なる場合、提案書提出時から施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない項目が生じた場合又は当該単価合意書によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては変更時の積算内訳価格を基礎として発注者と受注者とが変更後の請負代金額を協議して定め、要求水準書等に定める設計完了後の変更契約その他の場合にあっては単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して変更後の請負代金額を定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が変更後の請負代金額を定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第36条 発注者又は受注者は、履行期間内でこの約款締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に對して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この約款締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 要求水準書等に定める設計完了後の変更契約を行う場合は、第1項中「この約款締結の日から12ヶ月を経過した後」とあるのは、「この約款に関する入札における入札書提出期限の日から~~詳細~~設計業務完了の日までの間」と読み替えて本条を準用する。

(臨機の措置)

- 第37条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならぬ。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他設計の履行上又は工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(変更に伴う手続)

第 38 条 受注者は、第 25 条から前条まで、第 41 条、第 42 条及び第 52 条の規定により契約の変更を必要とするときは、発注者が指定する日までに変更契約を締結し、又は請書を提出しなければならない。この場合において、請負代金の変更を伴い、かつ、第 5 条第 1 項の規定により内訳書を提出しているときは、変更後の内訳書を併せて提出するものとし、請負業務の履行期間を変更した場合において同項の規定により業務工程表を提出しているときは、変更した日から 14 日以内に変更後の業務工程表を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出される内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(一般的損害)

第 39 条 請負目的物の引渡し前に、請負目的物又は工事材料について生じた損害その他本件設計又は本件工事の履行に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 ~~6570~~ 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 40 条 本件設計の履行又は本件工事の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 65 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項に規定する損害が、本件設計の履行又は本件工事の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じた損害（工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを除く。）であるときは、発注者と受注者とが協議してその負担額を定める。ただし、合理的に予見できるものについては受注者の負担とする。
- 3 前 2 項の場合その他設計の履行又は工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 41 条 請負目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、請負目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 65 条第 1 項の規定により付された保険等に

よりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、請負代金額の変更又は損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 前項の規定により受注者から請負代金額の変更又は損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（請負目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 に至るまでは受注者が負担し、これを超える額については発注者が負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書の記載事項に基づき算定し、単価合意書の記載事項に基づき算定することが不適当な場合には、発注者が算定する。
 - (1) 請負目的物に関する損害
損害を受けた請負目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「これ請負代金額の 100 分の 1を超える額」であるのは「これ請負代金額の 100 分の 1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更)

第 42 条 発注者は、第 16 条、第 25 条、第 27 条から第 33 条まで、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条、第 45 条又は第 52 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知をしない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第43条 受注者は、請負業務を完成したときは、直ちに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物の一部を取りはずさせ、若しくは最小限度破壊し、又はその他の方法を用いて検査することができる。その他具体的な検査方法等については、発注者と受注者で協議する。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 第2項の検査は、発注者が指定した検査員が行うものとする。

- 5 受注者は、第2項による発注者の請負業務の完成の確認があったときは、直ちにその請負目的物を発注者に引き渡さなければならない。受注者は、請負目的物本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を発注者に移転しなければならない。

- 6 受注者は、第2項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、次項に定める場合を除き、発注者の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を準用する。

- 7 発注者は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果、請負目的物に僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を請負代金額から値引きのうえ工事目的物の引渡しを受けることができる。

(請負代金の支払い)

第44条 受注者は前条第5項又は第49条第4項の規定により請負目的物を発注者に引き渡したときは、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の定めるところにより、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内（本件設計の場合は30日以内）に請負代金を支払わなければならない。

(部分使用)

第45条 発注者は、第43条第5項の規定による引渡し前においても、請負目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により請負目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第46条 発注者があらかじめ要求水準書等又は設計図書において前払金を支払うことを定めたときは、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工期の末日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、要求水準書等又は設計図書に定める額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、発注者の承認を得た場合を除き、契約締結の日から20日以内にしなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内（本件設計の場合は30日以内）に前払金を支払わなければならない。

3 前払金の支払い完了後において、請負代金額に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。

(前払金の使用)

第47条 受注者は、前払金をこの請負業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この請負業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第48条 発注者があらかじめ要求水準書等又は設計図書において部分払をするものと定めたときは、受注者は、請負業務の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第23条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては要求水準書等又は設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）（以下「出来高部分」という。）に相応する請負代金相当額の10分の9（発注者が適当であると認める部分にあっては10分の10）以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立ち会いの上、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分の一部を取りはずさせ、若しくは最小限度破壊し、又はその他の方法を用いて検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があった後、部分払を請求しようとするときは、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、部分払の対象となる出来高部分について、次の各号に掲げる内容の火災保険その他の保険に付して、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）被保険者が発注者であること。

（2）保険金額は、出来高部分相当額であること。

（3）保険期間は、工事目的物の引渡時期までであること。

- 6 発注者は、部分払の請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 40 日以内（本件設計の場合は 30 日以内）に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、内訳書が承諾を得ている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額=第 1 項の請負代金相当額×（9／10（発注者が適当であると認める場合にあっては 10／10）－前払金額／請負代金額）
- 8 第 6 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

- 第 49 条** 請負目的物について、発注者が要求水準書等又は設計図書において請負業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の請負業務が完了したときについては、第 43 条中「請負業務」とあるのは「指定部分に係る請負業務」と、「請負目的物」とあるのは「指定部分に係る請負目的物」と、「請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金額」と、第 44 条中「請負目的物」とあるのは「指定部分に係る請負目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第 44 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書が承諾を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者が前項の規定により準用される第 43 条第 2 項の検査結果の通知を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

- 3 部分引渡しに係る請負目的物が設計成果物の場合、発注者は、第 1 項に定める設計成果物の部分引渡しを受けた後においても、この約款で別に定めるものを除き、履行期間内で本件工事の施工上、必要がある場合は、既に部分引渡しを受けた設計成果物の変更を受注者に指示することができる。
- 4 前項の指示を受けて設計成果物の変更を行った場合、受注者は変更業務終了後速やかに変更後の設計成果物（当該変更により影響を受ける部分に限る。）を発注者に引き渡さなければならない。
- 5 第 3 項に定める変更を行った場合の請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、設計成果物の引渡しを受けた場合で、発注者が指定する各会計年度の支払限度額を超えるときは、当該超える額の請求については、履行期間内で発注者と受注者が協議して定める。

（本件設計に係る支払いの特則）

- 第 50 条** 本件設計において、前条に定める部分引渡しに係る請負代金相当額が別紙 3 「前払金等の支払いに関する特約条項」に定める当該会計年度の支払限度額を超える場合においては、受注者は、

翌会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

（第三者による代理受領）

第51条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 4449 条（第 49 前条において準用する場合を含む。）又は第 4853 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第52条 受注者は、発注者が第46条、第48条又は第49条において準用される第44条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、請負業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が請負業務の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の履行の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の請負業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第53条 発注者は、請負目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 43 条第 5 項（第 49 条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日（指定部分に係る請負目的物については工事目的物の引渡しを受けた日とする。）から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 請負業務の目的又は内容により、前項本文の定める期間について要求水準書等又は設計図書に特別の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、要求水準書等又は設計図書に定めるところによる。
- 4 発注者は、請負目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 発注者は、請負目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項及び第 3 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 ヶ月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

- 6 第1項の規定は、請負目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(瑕疵担保責任の分担)

第54条 受注者が複数の者から構成される場合で、本件設計と本件工事が異なる者で履行され、かつ複数の者が第1条第11項に定める共同企業体を結成していない場合は、前条に定める瑕疵の修補又は損害賠償責任については、設計に関する瑕疵については本件設計を履行する者が、本件工事に関する瑕疵については本件工事を施工する者がそれぞれ負担するものとし他の構成員は連帯責任を負わないものとすることができる。

- 2 前項に定める瑕疵担保責任の分担については、受注者を構成するすべての者が責任分担について合意したことを証する書面を提示した上で発注者の承諾を得なければならない。かかる承諾を得ない場合、受注者を構成するすべての者が連帯責任を負うものとする。
- 3 発注者は前項の承諾を拒絶すべき合理的な理由が存在しない場合は、承諾を拒絶してはならない。
- 4 第1項に定める瑕疵担保責任の分担を行った場合で、前条に定める瑕疵が本件設計に関する瑕疵と本件工事に関する瑕疵のどちらか決定できない場合は、発注者と受注者で協議の上、それぞれの瑕疵に関する負担割合を決定するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第55条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に請負業務を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合で計算した額とする。
- 3 発注者は、第1項の損害金を徴収しようとするときは納入期限を定め請求しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定による損害金を納入期限までに納付しないときは、請負代金から損害金相当額を控除することができる。
- 5 第2項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第43条第6項により最初に指定した期限までの日数は算入しない。
- 6 発注者の責めに帰すべき事由により、第44条第2項（第49条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 7 法令変更又は不可抗力の場合については、第71条及び第72条並びに第73条及び第74条の規定により負担を決定する。

(発注者の解除権)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この約款を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、要求水準書等に定める各業務について、業務工程表に定める各請負業務に着手すべき期日を過ぎても各請負業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に請負業務が完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に請負業務を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる者及び第 19 条第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) この約款の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) この約款の履行にあたり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (6) この約款の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
- (7) 第 62 条の規定によらないでこの約款の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (9) その他この約款に定めた条件に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの約款が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、担保の提供が行われているときは、発注者は、当該担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 4 第 2 項の場合において、請負目的物の出来高当該出来形部分につき第 63 条第 1 項に基づき引渡しを受けた場合、当該出来高形部分に相応する工事費相当額の請負代金と第 2 項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、発注者は、かかる相殺

後の請負代金の残額を、発注者の選択により、①経過利息を付した上で発注者が定める支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第57条 発注者は、受注者がこの約款に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第4号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。

- (1) 本事業に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

2 前条第2項ないし第4項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(発注者と市の施設譲渡契約~~締結~~が不能となった場合の解除権)

第58条 発注者は、この約款による請負目的物を含む施設を発注者から市へ譲渡する契約（以下、「施設譲渡契約」という。）の締結が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により必要となる市議会の否決、又はこれに先立つ施設譲渡契約締結のための予算措置の否認等により施設譲渡契約の締結が不能となった場合、この約款を解除することができる。

- 2 前項の規定により、この約款が解除された場合においても、発注者は、受注者に対して、既に受注者において着手している一切の業務に関する対価の支払いを行わない。ただし、調査業務及び本件設計に係る請負業務がある場合については、発注者は、受注者に対して、別紙3「前払金等の支払いに関する特約条項」に定める支払限度額の範囲内で既に完了している業務に対する出来高形相当部分の支払いをしなければならない。

(法令変更による契約解除)

第 59 条 事業期間中において、第 7176 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、この約款の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又はこの約款の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者に通知の上、この約款の全部を解除することができる。

2 前項の規定により、この約款が解除された場合において、出来高形部分につき引渡しを受けた場合には第 63 条第 1 項に基づき当該出来高形相当部分の支払いをするほか、受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合の負担については第 72 条の規定に従う。

(不可抗力による本施設引渡し前の契約解除)

第 60 条 不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又はこの約款の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者に通知の上、この約款の全部を解除することができる。

2 前項の規定により、この約款が解除された場合において、出来高形部分につき引渡しを受けた場合には第 63 条第 1 項に基づき当該出来高形相当部分の支払いをするほか、受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合の負担については第 74 条の規定に従う。

(発注者の任意解除権)

第 61 条 発注者は、請負業務が完成するまでの間は、第 5661 条第 1 項及び前2条の規定によるほか、必要があるときは、この約款を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの約款契約を解除したことにより出来高形部分につき引渡しを受けた場合には第 63 条第 1 項に基づき当該出来高形相当部分の支払いをするほか、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 62 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この約款を解除することができる。

- (1) 第 29 条の規定により要求水準書等又は設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 31 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるときは、6 ヶ月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの約款に違反し、その違反によってこの約款の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの約款を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 63 条 発注者は、この約款が解除された場合においては、請負目的物の出来高形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分の一部を取りはずさせ、若しくは最小限度破壊し、又はその他の方法を用いて検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第46条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来高形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条又は第57条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この約款が解除された場合において、支給材料があるときは、請負目的物の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は請負目的物の出来形として検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この約款が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この約款が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、受注者の負担において工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分（支給材料又は貸与品を回収することを含む。以下この条において同じ。）し工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条、第57条、第59条及び第60条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第64条 受注者がこの約款に関して第5762条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日にお

ける契約規則第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第57条第1項第1号、第2号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 第57条第1項第4号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 前第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この約款による履行が完了した後においても適用するものとする。

（火災保険等）

第65条 受注者は、第48条第5項の場合においては同規定による保険に加入するほか、工事着手時から履行期間の終了日まで、請負目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び設計図書に定めるところにより建設工事保険、組立保険又は火災保険（地業工事等の火災の恐れのないものを除く。）に付し、労働者災害補償保険法以外の法定外保険その他の保険（これに準ずるものと含む。以下この条において同じ。）に加入し~~付さ~~なければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、請負目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（契約保証金等の返還）

第66条 契約保証金の納付又はこれに代わるべき担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を受注者に返還しなければならない。

- (1) 請負目的物の引渡しを受けたとき。
- (2) 第61条第1項の規定によりこの約款を解除したとき又は第62条の規定によりこの約款を解除されたとき。

（相殺）

第67条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する違約金請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(あっせん又は調停)

第68条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による愛知県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者、受注者が工事を施工するために使用している下請負人その他工事に従事する者等の工事の施工又は管理に関する紛争については、第22条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第69条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(受注者による事実の表明・保証及び誓約)

第70条 受注者は、発注者に対して、この契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、この約款を締結し、及びこの約款の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 受注者によるこの約款の締結及び履行は、受注者の目的の範囲内の行為であり、受注者がこの契約を締結し、履行することにつき法令上及び受注者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) この約款の締結及びこの約款に基づく義務の履行は、受注者に適用のある法令及び受注者の社内規則に違反せず（必要な一切の許認可を受注者がその責任及び費用負担において、これを取り得及び維持することを含む。）、受注者が当事者であり、若しくは受注者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は受注者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) この約款は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある受注者の債務を構成し、この約款の規定に従い強制執行可能な受注者の債務が生じること。
- 2 受注者は、この約款に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を発注者に対して誓約する。
- (1) この約款を遵守すること。

- (2) 受注者は、発注者の事前の書面による承認なしに、この約款上の地位及び権利義務、並びに、本事業等について発注者との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 発注者が前項第2号の承認を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 発注者は、この約款に基づき請負代金の減額及び支払拒絶ができること。
 - (2) 発注者が受注者に対してこの約款に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を請負代金から控除できること。
 - (3) 発注者の事前の書面による承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと。
 - (4) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに発注者に通知すること。

(法令変更に関する協議)

- 第71条** 受注者は、この約款の締結日以降に法令が変更されたことにより、要求水準書等又は設計図書で提示された条件に従ってこの約款の履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。この場合において、受注者及び発注者は、通知が発せられた日以降、当該法令変更による履行不能の範囲において、この約款に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、受注者及び発注者は、当該法令変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために、速やかに要求水準書等又は設計図書の変更その他の法令変更に対する対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から当該法令変更に係る法令施行日の14日前までに法令変更に対する対応方法について合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害の扱い)

- 第72条** 法令変更により、本件設計、本件工事につき、受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、受注者が自ら負担する。ただし、当該法令変更が本事業に直接関係する法制度の変更である場合には、発注者がこれを負担するものとする。

(不可抗力に関する協議)

- 第73条** 受注者は、不可抗力により、要求水準書等又は設計図書で提示された条件に従ってこの約款を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に通知しなければならない。この場合において、受注者及び発注者は、通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、この約款に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、受注者及び発注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するために速やかに要求水準書等又は設計図書の変更その他の不可抗力に対する対応方法について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から14日以内に不可抗力に対する対応方法につい

て合意が成立しない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 74 条 前条に定める不可抗力によるこの約款の履行不能により、本件設計、本件工事につき、受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者と受注者が協議の上、当該増加費用又は損害の負担を決定する。

(公租公課の負担)

第 7580 条 この約款及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。発注者は、受注者に対して請負代金並びにこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほか、この約款に関連するすべての公租公課について、この約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。この約款締結時点で発注者及び受注者に予測不可能であったこの約款に関連する新たな公租公課の負担が受注者に発生した場合には、その負担については、発注者が負担するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 7681 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第 7782 条 この約款に定めるもののほか、受注者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

設計図書間の優先順位に係る特約条項

(第 28 条関係)

第 1 条 契約書及び要求水準書等相互の優先順位は、この契約に別段の定めのある場合を除き、別表の左欄に掲げる書類について、右欄に掲げる順位とする。各書類には、付随する資料を含む。

別表

契約書	1
入札説明書等に対する質問回答書	2
入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準	3
提案書 (ただし、提案書に優先する書類と齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書に優先する書類に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする)	4

指定引渡しの指定に係る特約条項

(第 49 条関係)

第 1 条 約款第 49 条第 1 項に定める指定部分は別表の左欄の通りとし、同表右欄の時点で引渡しを受けるものとする。

別表

約款第 1 条第 4 項 <u>45</u> -号に定める設計成果物（発注者に提出した後に、この契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を除く。）	設計業務終了後
---	---------

前払金等の支払いに関する特約条項

(支払限度額)

第1条 この約款において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

26年度	0 円
27年度	●●●●●●● 円

※提案書に基づく調査費及び設計費相当額（ただし、支払限度額 268 百万円を超える場合は 268 百万円）と工事費の年度出来高予定額の 9 割の合算額があります。

28年度 請負代金額から上記金額を差し引いた額

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

26年度	●●●●●●● 円
27年度	●●●●●●● 円

※提案書に基づく調査費及び設計費相当額から 26 の出来高相当額を控除した額と工事費の年度出来高予定額の合算額があります。

28年度 請負代金額から上記金額を差し引いた額

3 発注者は、予算、資金調達の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 前項の変更に当たっては、事前に受注者と協議するものとする。

(前払金の特則)

第2条 この約款の前払金については、約款第 4651 条第1項中「契約書記載の工期の末日」とあるのは「契約書記載の工期の末日（最終会計年度この約款を締結した会計年度以外の会計年度にあっておいては、各会計年度末当該年度の 4 月 1 日）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この約款を締結した会計年度（以下、「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は予算の執行又は資金調達が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。

2 前項の場合において、契約会計年度に前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第 46 条第1項の規定にかかわらず、受注者は契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第 46 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当額を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における約款第48条第1項の請負代金相当額(以下この項において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第46条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

(部分払の特則)

第3条 この約款に係る契約の部分払については、各会計年度における支払限度額の範囲内で、本件設計に相応する部分払については設計終了後に、工事成果物に相応する部分払いについては工事着手から平成27年度末までの本件工事の出来高部分に応じて平成28年4月20日までに、それぞれ1回支払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

2 第1項の規定に基づく部分払金の額については、約款第48条中「出来高部分」とあるのは「当該年度出来高部分」、同条第7項中「前払金額」とあるのは「当該年度前払金額」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、同条第8項中「既に部分払」とあるのは、「既に当該年度の部分払」と読み替えて、これらの規定を準用する。